序章　立地適正化計画の概要

序章では、本計画の策定の背景や位置付け、計画期間、構成等を整理します。

「くまがや未来のまちづくり絵画展　入賞作品」



石原小学校４年「ロボットも働く未来の街」

※学年については、絵画展開催時点の学年です。

1 立地適正化計画とは

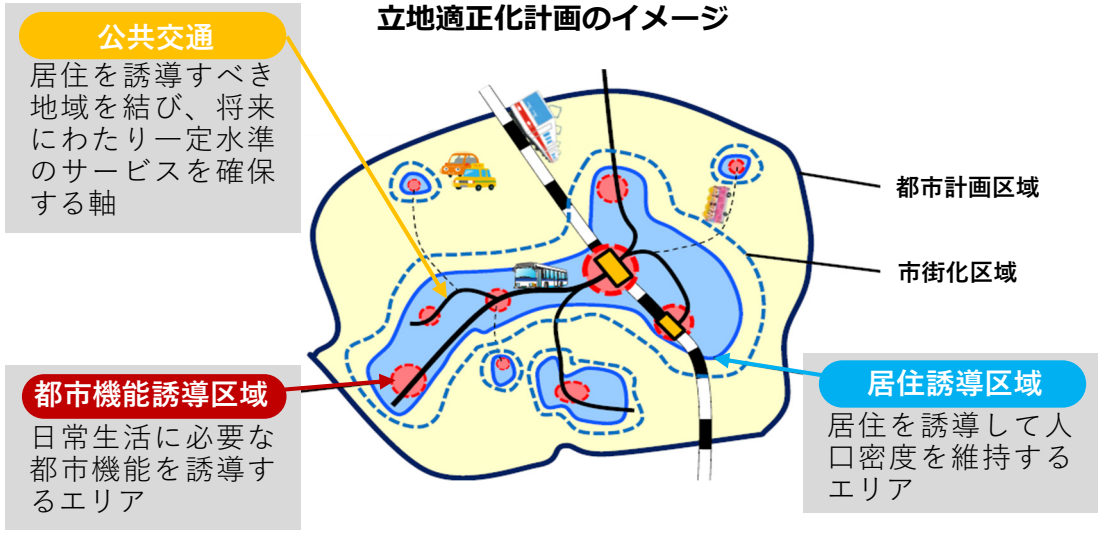
本市では、今後急速に人口減少・少子高齢化が進むことが予測されています。これからも都市の活力を維持していくためには、安心・安全で便利な生活環境を形成し、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を推進していくことが必要とされます。

上記のような課題をまちづくりの観点から解決するのが立地適正化計画です。医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が徒歩や公共交通によりこれらの各種施設にアクセスできるようにする「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを具現化していく手法です。本計画では、以下のような商業施設や医療施設などの誘導を図る区域及び施設の種類、居住を誘導する区域等を定め、持続可能なまちづくりを進めます。

《立地適正化計画に定める事項》

- ○立地適正化計画に関する基本的な方針
- ○居住誘導区域
- ○都市機能誘導区域
- ○誘導施設
- ○誘導施策
- ○防災指針
- ○目標値の設定・評価方法

立地適正化計画のイメージ



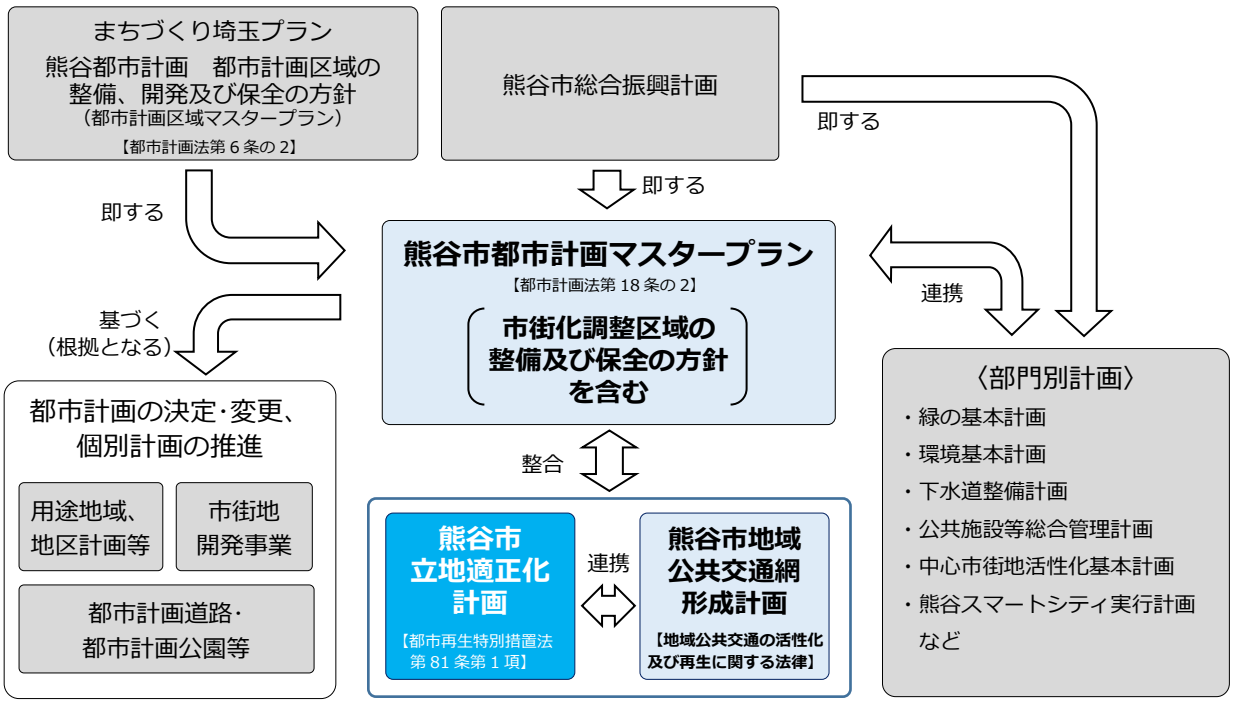
※都市機能：都市の生活を支える商業や医療・福祉・子育て・教育・防災等の役割（働き）

出典：立地適正化計画作成の手引き（令和３年７月改訂）

2 位置付け

立地適正化計画は、市のまちづくりの指針となる都市計画マスタープランにおいて示された「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを具現化していくための計画です。両計画の関連性を考慮し、一体的に策定しています。

<関連する計画の体系>



3 計画対象区域

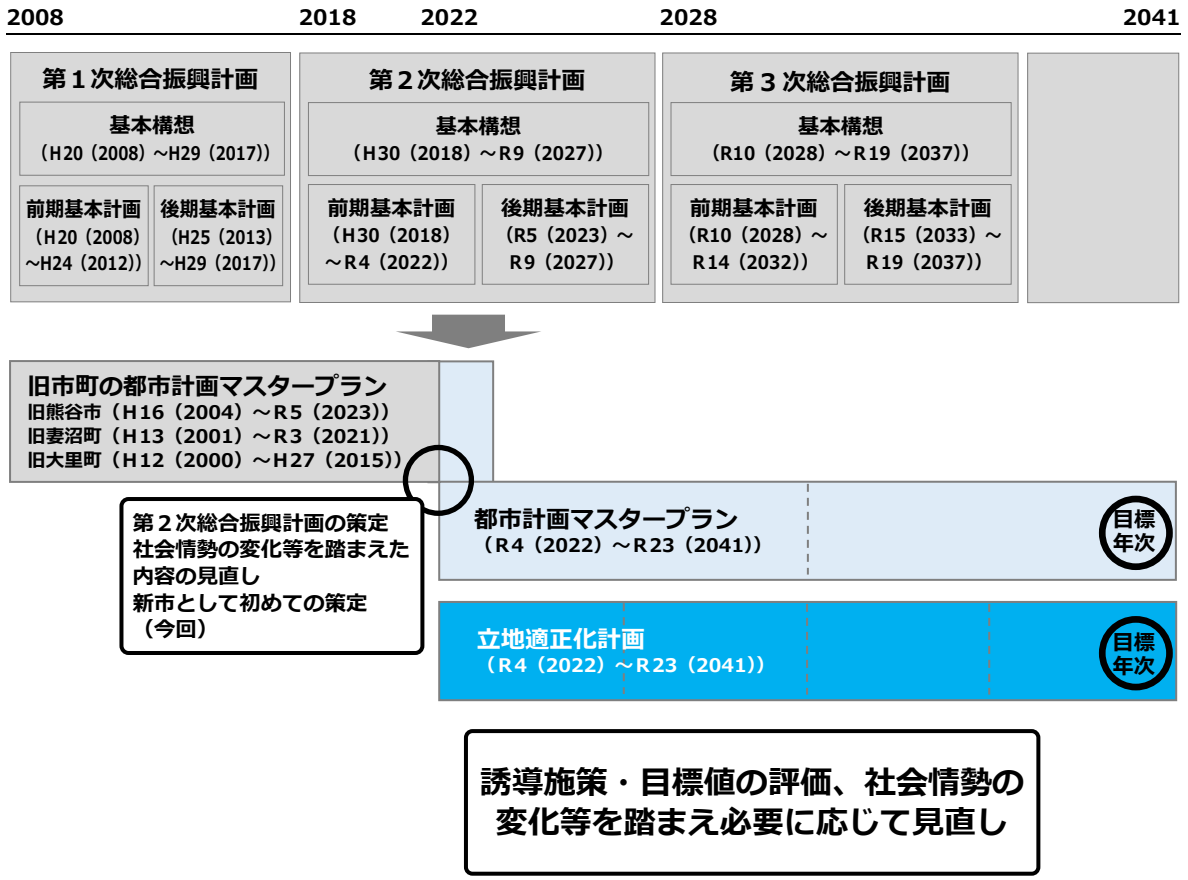
立地適正化計画の対象区域は都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全域（本市の場合は市全域）とすることが基本とされています。

本市においても、市全域の状況を踏まえて検討や施策を講じていく必要があるため、都市計画区域の全域を立地適正化計画の対象区域とします。

4 計画期間

立地適正化計画は都市計画マスタープランと密接に連携する計画であることから、計画期間を同一にすることとし、目標年次を令和 23（2041）年とします。なお、定期的に誘導施策・目標値の評価を実施し、社会情勢等の変化を踏まえた上で適宜見直しを行います。

＜計画期間＞



5 計画の構成

立地適正化計画は、市全体の将来都市像や都市構造、それぞれの方針を定める「まちづくり方針」、都市機能や居住の誘導区域等を定める「誘導区域・施設」、居住誘導区域内の防災に係る取組を定める「防災指針」、各種誘導の実現に向けた施策等を定める「実現方策」の４つの大項目により構成します。

＜計画の構成＞

序章　立地適正化計画の概要

序章では、本計画の策定の背景や位置付け、計画期間、構成等を整理します。

第１章　市の現況と都市構造上の課題

本市の現況及び都市構造上の課題を整理します。

第２章　立地適正化計画のまちづくり方針　　**まちづくり方針**

現況と課題、上位関連計画を踏まえ、立地適正化計画の３つのまちづくり方針を示します。

居住誘導・防災　／　都市機能誘導　／　公共交通

第３章　目指すべき都市の骨格構造

立地適正化計画のまちづくり方針の実現に向けて、目指すべき都市の骨格構造を示します。

第４章　居住誘導区域　　**誘導区域・施設**

居住を誘導する区域の設定を示します。

第５章　都市機能誘導区域・誘導施設

都市機能を誘導する区域の設定及び誘導を図る施設を示します。

第６章　防災指針　　**防災指針**

居住誘導区域内を中心とした防災の取組を示します。

第７章　誘導施策　　**実現方策**

居住誘導及び都市機能誘導等の実現に向けた取組を示します。

第８章　目標指標と進行管理及び届出制度

本計画の達成状況を把握する目標指標の設定、本計画の見直し等の進行管理、誘導区域外での立地に必要な届出の考え方を示します。